

代表契約者制度について

平成27年11月13日

経 済 産 業 省
電力取引監視等委員会事務局

パブリックコメントでいただいたご意見

■意見①

- 代表契約者制度については、契約者間における金銭債務の連帯責任の義務が課されていることが、本制度が活用されない理由の一つとして示されているところ。(第4回電力システム改革専門委員会事務局提出資料P23)
- 今回の申請約款では、『代表契約者の選任』において、「この約款に定める金銭債務(代表契約者に属するものといたします。ただし、代表契約者と当社との協議が整った場合は、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金等に係る金銭債務については、当該金銭債務に係る供給地点において電気の供給を受ける契約者に属するものとすることができます。)の支払い等は、代表契約者を通じて行なっていただきます」となっているが、金銭債務の連帯責任を負わなくてよいケースは、代表契約者と一般送配電事業者との協議が整った場合という条件付きとなっている。
- 本制度をより活用しやすくするために、各契約者が希望する場合には、一般送配電事業者との協議に委ねることなく、契約者が金銭債務の連帯責任を負わなくてよいことを約款上明確に定めるべきである。

■意見②

- 「連帯責任」で複数契約者が連帯して責任を負う旨を規定しつつ、「代表契約者の選任」で代表契約者と一般送配電事業者との協議が整った場合には接続送電サービス料金臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金等に係る金銭債務については連帯責任とはならず当該供給地点の契約者に属することとすることができる旨が規定されているが、連帯責任としないこととできる条件が「協議が整った場合」であると、仮に小売電気事業者が当該扱いを希望した場合にも一般送配電事業者の裁量により当該扱いを受けられる場合と受けられない場合が発生することが懸念されるため、「協議が整った場合」ではなく「契約者が希望する場合には」とすべき。
- 前項目に関連して、現行実務では連帯責任の規定を根拠に、代表契約者制度を活用する場合には、契約者全員が連名で1枚の契約書とすることを一般電気事業者から求められているが、当該規定により連帯責任としない場合には代表者契約制度を活用する場合であっても連名で1枚の契約書とすることは求めない旨を確認したい。

東京電力の託送供給等約款(申請) 抜粋

■ I 総則 1 適用 (2) 発電量調整供給 (1ページ)

当社が発電契約者から、当社が行なう託送供給に係る小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、発電契約者に、発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

■ I 総則 3 定義 (2) 発電契約者 (2ページ)

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

■ I 総則 3 定義 (3) 発電者 (2ページ)

小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気(託送供給に係る電気に限ります。)を発電する者で当社以外の者をいいます。

■ I 総則 4 代表契約者の選任 (7ページ)

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き、1接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合、当該接続供給契約においては1需要バランシンググループを設定するものとし、この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を、代表契約者としてあらかじめ選任していただき、かつ、契約者が行なう、当社との手続きおよび協議、ならびにこの約款に定める金銭債務(代表契約者に属するものいたします。ただし、代表契約者と当社との協議が整った場合は、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金等に係る金銭債務については、当該金銭債務に係る供給地点において電気の供給を受ける契約者に属するものとすることができます。)の支払い等は、代表契約者を通じて行なっていただきます。また、当社は、契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし、当社は、必要に応じて、代表契約者以外の契約者と、協議等をさせていただきますことがあります。

■ IV 料金の算定および支払い 35 連帯責任 (81ページ)

1 接続供給契約において契約者が複数となる場合は、接続供給契約の履行に関し、複数の契約者全員が連帯して責任を負うものいたします。

■ I 総則 4 代表契約者の選任 (6ページ)

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き、接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合、この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を、代表契約者としてあらかじめ選任していただき、かつ、契約者が行なう、当社との手続きおよび協議、需要者の需要の変動に応じた発電の調整、ならびにこの約款に定める金銭債務の支払い等は、代表契約者を通じて行なっていただきます。また、当社は、契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし、当社は、必要に応じて、代表契約者以外の契約者と、協議等をさせていただくことがあります。

■ IV 料金の算定および支払い 31 連帯責任 (38ページ)

- (1) 1 接続供給契約において契約者が複数となる場合は、接続供給契約の履行に関し、複数の契約者全員が連帯して責任を負うものいたします。
- (2) 1 接続供給契約において契約者が複数となる場合は、料金およびこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。)は、複数の契約者全員が連帯して支払義務を負うものいたします。